

令和8年度 香川県狩猟免許更新 自宅学習資料（要約版）

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令

(1) 概要

狩猟等の定義、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許・登録等に関する制度について定めた法律である。（平成14年7月制定、最終改正令和7年9月）

(2) 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」である。（法第1条）

(3) 対象となる野生鳥獣

対象となる野生鳥獣は、鳥類及び哺乳類に属するすべての野生生物である。ただし、ドブネズミなどのいえねずみや一部のクジラ類などの海棲哺乳類については除外されている。（法第2条第1項、法第80条、規則第78条）

※鳥獣保護管理法の対象になっていない鳥獣

いえねずみ類：ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ

海棲哺乳類：ニホンアシカ、ゼニダカアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ及びジュゴンを除く海棲哺乳類

(4) 狩猟鳥獣

日本に生息する鳥獣約700種のうちから、狩猟対象としての価値、農林水産業等に対する害性及び狩猟の対象とすることによる鳥獣の生息状況への影響を考慮し、鳥獣保護管理法施行規則により次の46種類が定められている。（法第2条第8項、規則第3条）

鳥類（26種）	カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類（20種）	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（雄）、シベリアイタチ（旧和名チョウセンイタチ）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

※ゴイサギとバンは令和4年9月15日から狩猟鳥獣の対象外となったため要注意

※狩猟鳥獣と誤認されやすい非狩猟鳥獣

オオバン、ドバト、ツグミ、ウズラ、ニホンザル、イタチ（雌）、ムササビ、ニホンリス、モモンガなど

なお、狩猟鳥獣であっても環境大臣又は都道府県知事によって一時的に捕獲の禁止や制限が実施されている場合がある。香川県に係る規制は次のとおり。

- ・環境大臣による捕獲禁止規制（令和4年9月15日～令和9年9月14日）
ヤマドリ・キジの雌（区域：全国）、ツキノワグマ（区域：三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、ただしツキノワグマは香川県で存在を確認されていない。
- ・都道府県知事による捕獲禁止規制（香川県の場合）
ニホンジカ（区域：小豆島一円）

(5) 猟法の制限

狩猟に使用できる猟法は、狩猟免許の種類に応じて決められている。ただし、鳥獣の保護繁殖や危険防止を図るため、以下の猟法は禁止されている。（法第12条第1項第3号、規則第10条第3項）

- ①ユキウサギ、ノウサギ以外へのはり網の使用
- ②口径の長さ十番以上の銃器の使用
- ③飛行中の飛行機、運行中の自動車、5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上からの銃器使用
- ④3発以上の実包を充填できる弾倉のある散弾銃の使用
- ⑤クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外へのライフル銃捕獲（上記鳥獣種も口径5.9mm以下は不可）
- ⑥空気散弾銃の使用
- ⑦同時に31個以上のわなの使用
- ⑧鳥類、クマ類へのわなの使用
- ⑨イノシシ、ニホンジカへのくくりわな（輪の直径が12cm超、締め付け防止金具無、よりもどし無、ワイヤー直径4mm未満）、おし、とらばさみ
- ⑩クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外へのくくりわな（直径12cm超、締め付け防止金具無）、おし、とらばさみの使用
- ⑪つりばり、とりもちの使用
- ⑫矢（吹き矢、クロスボウも対象）の使用
- ⑬犬に咬みつかせることのみ、咬みつかせて法定猟法以外での止めさし
- ⑭キジ笛の使用
- ⑮ヤマドリ・キジへの音響機器の使用

※⑨について、香川県内でイノシシ、ニホンジカを捕獲する場合、足くくりわなに限定して、輪の直径12cm以内の制限を、令和9年3月31日までの期間解除している。

※⑫について、令和4年3月15日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行され、クロスボウ等については許可を得なければ所持できないことになっている。

(6) 狩猟者登録

狩猟をするには、狩猟をしたい場所の都道府県知事に対して、「狩猟者登録」をしなければならない。（法第55条）

①登録証の携帯

狩猟をするときは、狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を着用しなければならない。（法第62条第1項、第2項）

②標識

狩猟に使用する網やわなには、その使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を書いた標識を付けなければならない。（法第 62 条第 3 項）なお、香川県ではくくりわなを取り付ける木そのものも猟具と見なしている。

③登録証の返納

狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間の満了後 30 日以内に都道府県知事に返納しなければならない。（法第 65 条、規則第 65 条第 11 項）

香川県では、狩猟期間終了後 30 日以内に登録証の返納をお願いしています。

網の場合：3 月 15 日まで

わな、第一種銃猟、第二種銃猟の場合：4 月 30 日まで

④捕獲報告

登録証返納時には、捕獲した鳥獣の種類、場所、数を報告しなければならない。（法第 66 条、規則第 65 条第 13 項）

登録証の裏面が報告用紙になっています。なお、有害鳥獣捕獲許可による捕獲は狩猟者登録証には記載しないでください。有害鳥獣捕獲許可による捕獲は、各市町へ報告してください。

(7) 狩猟期間

北海道以外の区域における狩猟期間は、11 月 15 日から 2 月 15 日までである。（法第 11 条第 2 項、第 3 項、規則第 9 条）

ただし、香川県においてイノシシとニホンジカの狩猟期間は 11 月 15 日から 3 月 31 日までとしている。

(8) 捕獲規制区域等

①狩猟禁止若しくは制限場所

狩猟はどこでもできるわけではなく、以下の区域は禁止若しくは制限がある。

狩猟が禁止されている区域（法第 11 条、規則第 8 条）	・鳥獣保護区（鳥獣の保護繁殖を図る場所） ・休猟区（狩猟鳥獣の生息数の回復を図る場所） ・公道（人や車などが往来する場所、農道や林道を含む） ※弾丸が公道の上を通過する場合も、公道における銃猟とみなされる。 ・区域が明示された都市公園等（人が集まる場所） ・社寺境内、墓地（神聖さや尊厳を保持すべき場所） ・自然公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域（生態系保護を図る場所）
銃による狩猟が禁止されている区域（法第 38 条第 2 項、第 3 項）	・住居集合地域（市街地や集落） ・広場、駅などの多数の人が集まる場所 ・人、飼養動物、建物、電車、車、船舶その他の乗物に向かつての銃猟
特定の条件下で狩猟が禁止、制限されている区域	・特定猟具使用禁止区域（銃猟やわな猟の禁止区域）（法第 35 条、規則第 41 条の 6） ・特定猟具使用制限区域（銃猟やわな猟の制限区域）（法第 35 条、規則第 41 条の 6） ・指定猟法禁止区域（水辺域における鉛散弾の使用）（法第 15

	条) ・ 特例休猟区（第二種特定鳥獣のみ狩猟可）（法第 14 条） ・ 捕獲禁止区域（特定の種、期間、猟法）（法第 12 条） ・ 捕獲制限区域（特定の種、期間、猟法）（法第 12 条）
--	--

②銃猟の時間規制

狩猟による危険防止を図るため、日出前及び日没後の時間帯における銃猟は、禁止されている。（法第 38 条第 1 項）

※この日出前及び日没後は、事実上の日光の明暗ではなく、暦による日出又は日入によって決められるので注意が必要である。

③土地所有者等の承諾

垣、さくなどで囲まれた土地、作物のある土地で捕獲等をする場合、土地所有者（または占有者）の承諾が必要である。（法第 17 条）

※垣、さく、作物のない土地でも、他人の土地で狩猟をする場合は、トラブルを起こさないため細心の注意を払う必要がある。一般に、土地所有者から狩猟しないように申し入れがあった場合は、その土地に入ることは避けるべきである。

(9) 捕獲許可等

鳥獣の捕獲が認められるのは、①登録狩猟による場合、②許可捕獲（有害鳥獣捕獲等）による場合、③指定管理鳥獣捕獲等事業（第二種指定鳥獣捕獲）による場合のいずれかである。（法第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条の 2）登録狩猟と許可捕獲の違いは以下のとおり。

	登録狩猟	許可捕獲
対象鳥獣	狩猟鳥獣（46 種）	すべての鳥獣及び卵 有害鳥獣捕獲の場合は、被害を与えている種、目的達成のために必要な数だけ
捕獲又は採取の事由	問わない	被害防止、学術研究、保護・管理（個体数調整等）等
捕獲又は採取に当たっての個別の手続き	猟期前の狩猟者登録	法第 9 条に基づく捕獲許可申請
捕獲者又は採取者の資格要件	狩猟免許所持 狩猟者登録を受けた者	有害鳥獣捕獲等については、原則として狩猟免許を受けた者とする等、各都道府県の鳥獣保護管理事業計画で許可対象者が定められている。
対象地域	鳥獣保護区や休猟区等の捕獲禁止の場所以外	許可された範囲（鳥獣保護区や休猟区でも可）
時期	狩猟期間のみ	許可された期間
方法	法定猟法	すべての方法（ただし、危険猟法等については制限あり）

登録狩猟と有害鳥獣捕獲等の許可捕獲は、法令の制度上明確に異なる。同じ鳥獣（例えばイノシシ）を捕獲した場合でも、狩猟で捕獲したのか有害で捕獲したのかで捕獲報告の提出先や方法が異なる。

香川県では有害鳥獣捕獲の許可権限を各市町へ委譲しているため、有害で捕獲した場合は狩猟者登録証に記載せず、各市町へ報告すること。

(10) 残滓放置規制

捕獲した鳥獣の残滓（個体の全部又は一部）は、全量を回収するか、又は適切に埋設処理することが基本で、捕獲した場所に放置してはならないとされている。（法第 18 条）

(11) 罰則

罰則が適用される主な違反行為は以下のとおりである。（法第 83 条から第 86 条）違反した場合、狩猟免許の取消し（法第 52 条）や失効（法第 87 条）となる場合があるため法令順守の徹底が必要である。

一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金（法第 83 条）	・ 狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等 ・ 鳥獣保護区などの狩猟可能区域以外の区域や狩猟期間外の期間における狩猟鳥獣の捕獲等 ・ 狩猟登録を受けない狩猟 ・ 不正な手段等により狩猟免許、狩猟者登録、有害鳥獣捕獲等の許可を受けること ・ 特定猟具使用禁止区域における禁止された特定猟具を承認を受けないで使用した狩猟 ・ その他
六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金（法第 84 条）	・ 頭羽数制限等の捕獲制限の違反 ・ 鉛弾使用禁止区域（指定猟法禁止区域）における鉛弾の無許可使用 ・ 都道府県知事の登録を受けない狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養 ・ その他
五十万円以下の罰金（法第 85 条）	・ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地における、占有者の承認を得ない狩猟等 ・ その他
三十万円以下の罰金（法第 86 条）	・ 捕獲等をした鳥獣の放置 ・ 狩猟の結果（捕獲報告）の未報告 ・ 鳥獣保護区等の標識の移転、き損、又は除去 ・ 狩猟者記章を着用しない狩猟 ・ 所定の標識をつけないわな、網を使用した狩猟や有害鳥獣捕獲等 ・ その他

2 鳥獣の保護及び管理

(1) 鳥獣保護管理法における定義

この法律において「鳥獣の保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること、と定義されている。

一方、「鳥獣の管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること、と定義されている。(法第2条第2項、第3項)

(2) 鳥獣保護管理の三本柱

① 個体群管理

適切な捕獲や狩猟制限、緩和等により、個体群をコントロールする

② 生息環境管理

里地里山、耕作放棄地、牧草地の適切な管理、針広混交林化の森林整備等

③ 被害防除対策

防護柵の設置や追払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理

(3) 錯誤捕獲の防止

鳥獣保護の観点及び狩猟者自身の事故発生の危険性を最低限にするため、錯誤捕獲を防止することが重要であり、以下のことを遵守及び工夫する必要がある。

① 締付け防止金具の取り付け、よりもどしの装着、直径4mm以上のワイヤー使用を遵守する。

② 対象鳥獣に応じて、わなやトリガーの形状、作動重量等を調節する。

③ 対象鳥獣の食性や嗜好性に応じた餌を選択する。

④ 見回りを徹底し、周辺の鳥獣の痕跡を確認することで、対象外の鳥獣がわなに接近していないかを確認する。

(4) 鉛弾の規制

野生鳥獣における鉛中毒の原因として、鉛弾の粒を水鳥が誤飲すること、鉛弾の破片を含有するシカの残滓を猛禽類が摂食することなどがあげられる。

鉛中毒を防止するための制度として、指定猟法禁止区域が定められている。(香川県では高松市の新池を鉛散弾の使用禁止区域としている)

(5) 人と動物の共通感染症の予防

人と動物の共通感染症とは「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義されている。人と動物の共通感染症には、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも200種類以上ある。

感染経路は病気を持っている動物から人に直接うつる場合と、間に何かが入って間接的に人にうつる場合があるが、いまだに解明されていない「未知」の部分もある。

狩猟に出かけた後や獲物を食べた後で、体調に異常が認められたときには、たとえそれが単なる風邪のような症状であっても病院に直行することが重要である。

予防方法として以下のようなことがあげられる。

① 獲物をさばくときは必ずビニール手袋を使用することを習慣づける。

② 体液などに触れた場合は、できるだけ早いうちに洗い流したり、消毒をする。

③ 野生鳥獣の肉や内臓を食べる場合は加熱処理をする（食中毒防止のための加熱条件：中心部75℃以上で1分間以上）。

3 鳥獣の判別

(1) 判別の心得

狩猟では、鳥獣が目の前に現れた一瞬の間に、狩猟鳥獣かどうかを見極め、非狩猟鳥獣を捕獲しないようにしなければならない。日頃から、鳥獣を注意深く観察するとともに、図鑑などで鳥獣の生態などについて学習することにより、的確な判別能力を育成する必要がある。狩猟鳥獣であるかどうかについて多少でも自信を持てない場合は、一切捕獲しないようにしなければならない。

(2) 判別方法

基本は鳥獣の形態を覚えることである。また、種類によって動き方や生息している場所などが異なるので、各種図鑑やフィールドガイドなどを調べて、その行動特性や生息環境等について覚えておくと、判別が比較的容易になる。

形態	体の大きさ	薄暗い森林の中や逆光などの悪条件の下では、鳥獣の大きさが判別の重要な手がかりとなる場合がある。ただし、年齢や栄養条件等によって微妙に異なることに注意が必要。
	色	判別の際に重要な手がかりとなるが、雌雄で色が異なっていたり、季節で色が変わったりするので注意が必要。
	形（姿）	鳥類のくちばし、尾の長さ、足の形、角の有無など、種類によって大きく異なっていることから、判別の際の重要な手がかりとなる。
	糞	タヌキのタメフン、ニホンジカやノウサギなどは特徴的な形状の糞をするので、糞からその生息を確認できる場合がある。
	足跡	鳥獣の足跡や歩行跡（連続した足跡の並び方）を手がかりとして、狩猟鳥獣の生息や通り道（出現しそうな場所）を確認することができる。
	鳴声	鳥類の多くはその種独特の鳴声をしており、その声により生息を確認できるものが少なくない。
生態	行動特性	鳥類の渡りの習性、歩き方や飛び方などの動作の特徴、昼夜の活動時間、群れ若しくは単独等の行動、食性など。
	繁殖生態	繁殖期、鳥類の営巣場所、一夫一妻制などの配偶様式。
	生息環境及び分布	国内のどの地域で生息しているかも含め、奥山や水辺、人家の近くなど種ごとの通常生活する地域。現在生息域を拡大している種もいるので留意が必要。

(3) 誤認されやすい代表的な非狩猟鳥獣

鳥類	ヨシゴイ、ゴイサギ、ササゴイ、マガン、オシドリ、トモエガモ、オカヨシガモ、ホオジロガモ、ウミアイサ、ヒクイナ、オオバン、バン、ドバト、アオバト、モズ、ツグミ、ホオジロ、カシラダカ、カワラヒワ、カケス、オナガ、ウズラなど
獣類	ニホンリス、ホンドモモンガ、ムササビ、オコジョ、カモシカ、ニホンザルなど

4 猟具の取扱い

(1) 実猟の心構え

①事故等を起こさないよう、同行者等に危害を与えないように、ルールやマナーを守り安全な方法で行うこと。

②狩猟資源の「持続的利用」を図ることを常に意識すること。(獲り尽くさないということ。)

③高い見識を備えた社会人(人格者)として尊敬されるように、常に緊張感を持って行うこと。

④猟欲を抑え、獲物の数よりも「無事故・無違反」を誇りにすること。

(2) 留意事項

①基本的な留意事項

猟場となる山野では常に山仕事や農作業が行われ、山菜採り、ハイキングなどの様々な目的を持った人も入り込んでいる。狩猟者は第一に、猟場にはこのような一般の人々がいることをあらかじめ想定しなければならない。

②猟具の取扱い

十分な操作練習	狩猟を行う前に、猟具の操作についての練習を十分に行うこと。銃猟を行うものは、実際に使用する銃器を使用して射撃練習を行うこと。
健全な心身の状態	出猟前夜はよく睡眠を取ること。体調が思わしくない場合などは、出猟を見合わせる。また、狩猟中に不調を覚えたら、中止すること。
他人の失敗等	獲物を射ち損じた際、その者をなじったりすることなどは、厳に慎むこと。互いにプレッシャーがかかり、事故の元となることがある。
安全管理の徹底	事故などを起こさないように猟具の安全管理を徹底すること。具体的な内容については、下の注意事項を特に心がけること。

(3) 銃器の取扱い

①銃器の安全点検

銃器の機能に異常がなく安全であるかどうかは、主に使用中に気付くものであるが、使用前の点検と使用後の掃除の際の点検により確かめることも重要である。主な点検事項は以下のとおり。

実包と異物	薬室及び弾倉内の実包と異物の有無。
銃身	銃身の錆、傷、亀裂、変形、凸凹、摩耗などの有無。銃腔内の異物、汚れ、傷の有無。
銃床、先台	銃床、先台の異常の有無。銃床の機関部との接合部分、先台の先金との接合部分などは、特に割れが生じやすいので注意が必要。
安全装置	安全装置の異常の有無。安全子の作動が円滑であるかどうか、安全子をかけた時に緩みがないかどうか、即ち安全装置が確実に機能を果たしているかどうかの確認など。

引鉄	引鉄の異常の有無。引鉄の動きに異常が無いかどうか、引鉄の重さが異常に軽くなっていないかどうかの確認など。 なお引鉄の点検の際には、必ず直前に実包が装填されていないことを確認すること。また、引鉄を引く回数はできる限り少なくすること。
機関部の緩み	銃身と機関部、機関部と銃床、銃身と先台との接合部に緩みが出ているかどうかの点検。
負革や負環	負革は古くなると切れるおそれがある。また、負環ははずれ易くなる。

②銃器の取扱い上の注意事項

銃口	たとえ実包が装填されていなくても <u>絶対に人に銃口を向けてはならない</u> 。
引鉄	発砲するとき以外、引鉄に指をかけてはならない。
射撃方向	射撃方向の左右 90° に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。
矢先の確認	獲物の物音だけでなく、 <u>姿をきちんと確認してから発砲</u> する。
装填・脱包	発砲の必要性の起こる直前まで装填せず、 <u>残弾の数を間違えての暴発事故を防ぐために、発砲の必要性が遠のいたらこまめに脱包</u> する。
安土の確認	ライフル実包等を撃つときは、必要以上に遠くまで飛ばないように、 <u>前方に安土（バックストップ：山・崖・高い土手など）があることを確認</u> する。
尾根越え発砲の禁止	尾根に向かった発砲は厳に慎むこと。背景に空が見える方向へは撃たない。
水平撃ち	背後の人や人家を撃ってしまう事故が起こるおそれがあるため、撃たない習慣を身につけておくべきである。
異物混入防止	銃口部に雪や木の葉が入った場合は、分解して異物を完全に除去する。
休憩時の扱い	銃器を置くときは、 <u>脱包を確認して安定した場所に置く</u> 。木などには立てかけず、できるだけ平坦な地面などに直接横たえる。
銃器の授受	銃器を一時的に共猟者に持ってもらふ必要があるときは、 <u>脱包してあることを確認し、銃床を相手側、銃口を自分側にして手渡す</u> 。
跳弾	氷の面、堅い地面、岩などの硬いものに向かって発砲しない。竹林に向かったり、竹林の中での発砲は跳弾の危険が多いため慎む。
衝撃防止	銃器を持ったままやむを得ず沢などを跳び越す時は、 <u>必ず脱包を確認する</u> 。

(4) 網・わなの取扱い

網やわなは、不適切な使い方をしたり、管理がおろそかになると、かかった獲物をいたずらに苦しめる結果となったり、狩猟鳥獣以外の鳥獣を錯誤捕獲してしまうおそれが高くなる。また、人間や猟犬、子供やペットの犬などに対しても思わぬ怪我をさせてしまうことがある。関係法令の遵守はもちろん、細心の注意が必要である。

①標識の設置

網やわなには、それぞれの猟具ごとに1字の大きさが縦横1 cm 以上の文字で住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、狩猟者登録証の番号を書いた金属製又はプラスチック製の標識を見える場所に付けること。

②適切な数・設置場所の選定

わなの架設は、自分で管理できる地理的範囲内で、かつ管理できる数以下とすること。同時に31個以上のわなを仕掛けることは禁止されている。

③見回りの徹底

事故防止のため、頻繁に見回りを行うこと。(1日1回は最低でも行う)

④非狩猟期間における撤去等

狩猟期間が終了する日までには、網やわなは速やかに撤去、回収すること。